

一時預かり事業をご利用の保護者様へ

感染防止対策として、健康観察お願いいたします。

依然として、市内での感染拡大が続いており、保育所等においても感染者が確認されています。

一時預かり事業につきましても、家庭での保育が可能な方については利用の自粛をお願いしているところですが、家庭での保育が難しい方については、引き続き保育を実施しています。

一時預かり事業を実施する施設においても、お子様が普段在籍されている保育所等と同様に、感染防止対策を徹底して必要な方への保育を継続していくため、以下の対応にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 健康観察について

- ・令和4年2月7日（月）の利用分から、当面の間、一時預かり事業の利用にあたり、健康観察表（直近7日間分）を実施園に提出してください。
- ・同居家族、お子様がPCR検査を受けることとなった方で、以下のいずれかに該当する場合は、**実施園に報告**してください。

- (1)直近の7日間に一時預かり事業を利用した
- (2)今後2週間以内に一時預かり事業の利用予約をしている

※結果判明後に、結果の連絡もお願いします。

2. 利用について

- ①お子様の健康状態により一層ご留意いただき、発熱や風邪の症状がある場合には利用を控えてください。また、発熱したときは、平熱に戻ったことを確認するため解熱後24時間以上経過してから利用してください。
- ②同居家族に体調不良の方がいる場合には利用を控えていただくようお願いします。
- ③同居家族が濃厚接触者と特定されるなどの理由でPCR検査を受けることとなった場合、陰性が確認されるまでは、お子様の利用は控えてください。

なお、感染拡大に伴い、実施園の保育の実施体制に支障をきたす場合、一時預かり事業が休止となる場合がありますので、ご了承ください。

保護者の方におかれましては、大変な状況の中でお手数をお掛けすることとなりますが、感染拡大のリスクを少しでも減らして事業を実施・継続するため、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

船橋市役所保育認定課

047-436-2329